

韓国の大学における法学部の危機と 生存戦略

尹 敬 勳

I. 問題の所在

「法学専門大学院（以下：ロースクール）」が韓国で設置されたから10年の歳月が経った。そして、今、長い間、法律教育を担ってきた法学部が次々姿を消している。その背景には、司法試験が廃止され、弁護士、検事や裁判官などの法曹になる道がロースクールに一元化されたことに遠因がある。具体的に言えば、韓国のロースクールの設置・運営に関する法律には、「ロースクールを設置した大学は法学関連の学士学位課程を設けることができない（第8条）」と規定されているからである。その結果、ロースクールの認可を受けた大学の法学部（学士課程）が次々廃科となっている。実際、日本とえば、東京大学の法学部に該当する「ソウル大学校の法学部」も2017年歴史から姿を消した。

韓国教育開発院の入学定員と学生数推移に関する分析によると、2008年から2018年の間、法学部の入学者数は、ロースクール制度が始まる前に比べて3分の1水準、つまり、4万4485人から1万7198人に減少したと報告されている⁽¹⁾。

(1) イーデイリー新聞（2019年4月15日号）

それでは、なぜ法学部の入学者数が減少したのだろうか。

一つの理由は、上述したようにロースクールを設置25の大学が法学部を廃止したことにある。ソウル大学校だけでなく、建国大学校、慶熙大学校、高麗大学校、西江大学校、成均館大学校、延世大学校、梨花女子大学校、中央大学校、韓国外大学校、漢陽大学校などが法学部を廃止した。すなわち、ロースクールを設置している多くの大学が法学部を廃止したため、法学部の定員が減少したということである。

しかし、法学部の定員減少の注目すべき点にはもう一つの理由がある。その理由とは、ロースクールの認可を得られなかった大多数の大学が法学部の構造改革を推進し、法学部を廃止または再編したことである。それでは、なぜ法学部の構造改革が行われたのだろうか。

その理由は、言うまでもなく法学部の人気の低下で学生が集まらなかったからである。実際、韓国教育開発院の調査結果を見ると、大学受験生の間ではロースクールが法曹になるための唯一の道であるならば、わざわざ学部段階で法学部に進学する必要はないという考えが定着していたことがわかる。つまり、受験生の法学部への回避が法学部に対する構造改革を進める要因として作用したのである。

II. 法学部の構造改革と生存の道

法学部をめぐる構造改革が進む中、ロースクールの認可を得られなかった大学の法学部も生き残りをかけた対策を打ち出し始めた。その対策の具体的な内容は下記のように区分できる。

第一は、法学部をロースクール進学のための予備校として運営するケースである。一例として、弘益大学校と東国大学校は、「法学適正試験(LEET)」を準備するのに特化したカリキュラムを編成し運用している。その結果、弘益大学校は毎年卒業生の40人近くがロースクールに進学して

いる。一方、東国大学校は卒業生の約20人がロースクールを、15人は労務士の資格を、そのほかの学生たちは、公認会計士及び公務員試験に合格している。つまり、両大学は、法学部をロースクール進学および公務員試験の予備校として運営し、生き残る道を模索している⁽²⁾。

第二は、法学部で法律を学ぼうとする学生数が減少したため、学部の名称を変えることで学生を集めようとしたケースである。特に、入学者を確保するために法学部の名称を変更するケースは地方の私立大学でよく見られる。それではどのような名称の学部組織に変更しているのだろうか。具体的な例を挙げると、「公共（政策）学部、公共人材学部、自治行政学部、警察消防学部」などが多く見られる名称である。要するに、警察や消防を含む地方公務員を進路として考えている学生を確保することで生き残り策を模索していると言える。

第三は、学部レベルの法学教育の再構築を通じて生き残り策を模索したケースである。法曹を育成する法学教育がロースクールに委ねられた後、学部レベルの法学教育を「一般教養としての法学教育」として新たに位置づけ、民主的素養を持つ市民を育成するための法学教育に舵を替えたケースである。それでは、「一般教養としての法学教育」とはどのようなものを意味するのだろうか。

韓国は、1987年民主化を求める学生運動や市民運動の成果として、国民が直接選挙で大統領を選出することになり、市民社会を構築する上で民主主義と法治主義の理解を持つ市民意識の形成が重要な課題として浮上した。つまり、大学に進学した全ての学生が、卒業後、社会に進出して各分野で活躍する時、民主的意識を持つ市民として政治参加するのに必要な基本的教養としての法律に関する理解が必要となったのである。例えば、東亜大

(2) キム・グァンス (2008) 「法学専門大学院の開設と法学教育の新しい地平」、『法学研究』(26) pp.195-210.

学校は、共通科目として「法学の理解、民事基礎理論、行政法、知識財産権論。債権法、法と市民倫理、民法の理解、法とメディア」を、選択必須科目として「国際法、財産権論、契約論」を設け、民主的素養を持つ市民を育成するための一般教養として法学部の教育的価値を実現しようとしている⁽³⁾。

それでは、上記の三つの中で、最も多くの大学が法学部の生き残り策として選択されている道はなんだろうか。それは公務員教育に特化した「学部への再編」である。学部再編は人的資源（教員の数）をスリム化することができるとともに、学生の確保も容易になる。さらに、将来的には学生の就職率をあげることも期待できるからである。

また、最近では民主的素養を持つ市民を育成するための一般教養としての法科教育が注目されている。特に、ますます競争が激しくなる社会的状況の中でモラルを守り、より公正な社会を築くためには民主的素養を持つ市民の育成が重要だからである。このような理由から、韓国では、法学部の廃止後、どのように法学教育を展開するかをめぐって議論が活発に行われている。

Ⅲ. 結論

学齢人口が減少するなか、最近、釜慶大学の地方分権発展研究所が発表した報告書によると、韓国の4年制総合大学の203校のうち3分の1、2031年まで70校が廃校することになることが報告され⁽⁴⁾、衝撃を与えた。しかし、状況が厳しいとはいえ、この現実を避けて通ることはできない。

(3) チョン・ヨンサン (2011) 「学部法学教育の発展のための政策的課題」、『教育法学研究』23 (2), pp.213-237.

(4) <https://busanmbc.co.kr/article/LbRoEm6yTEEn46RBj23W>

だからこそ、能動的にこの危機と向き合い生き残るためのなんらかのアクションを起こすことが今要求されている。

参考文献

- 김광수 (2008). 「법학전문대학원의 개원과 법학교육의 신지평」 『법학연구』 (26) 195-210.
〈キム・グァンス (2008) 「法学専門大学院の開設と法学教育の新しい地平」, 『法学研究』 (26) pp.195-210.〉
- 정용상 (2011) 「학부 법학교육의 발전을 위한 정책적 과제」, 『교육법학연구』 23(2), pp.213-237. 〈チョン・ヨンサン (2011) 「学部法学教育の発展のための政策的課題」, 『教育法学研究』 23(2), pp.213-237.〉
- 이테일리 2019.4.15 : 이투데이리-新聞 (2019年4月15日字)
<https://www.edaily.co.kr/news/read?newsId=01243126622458744&mediaCodeNo=257>
<https://busanmbc.co.kr/article/LbRoEm6yTEEn46RBj23W>